

グループホーム涼風の家 運営規程

(指定認知症対応型共同生活介護事業 (介護予防認知症対応型共同生活介護))

(事業の目的)

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するグループホーム涼風の家(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が要介護(要支援)状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者・要支援者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム 涼風の家
- 二 所在地 高崎市倉渕町水沼字上相間 131-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たる。
- 二 介護従事者 9名以上
介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(認知症対応型生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容)

第6条 指定認知症対応型生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した場合の利用料の額は以下の単位数に 10.27 を乗じた額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、その 1 割・2 割・3 割の額とする。※介護保険負担割合証に準ずる

単位数 (1 日につき)	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	761	765	801	824	841	859

地域区分単価（高崎市 6 級地 1 単位あたり 10.27 円）

初期加算

入居してからの 30 日以内の期間に算定となります。

・・・1 日につき 30 単位

若年性認知症利用者受入加算

若年性（65 歳未満）の利用者に対して介護を行った場合に算定となります。

・・・1 日につき 120 単位

医療連携体制加算 I（ハ）

看護師を配置し協力機関との連携体制を確保した場合に算定となります。

・・・1 日につき 37 単位

協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定されます。

・・・1 ヶ月につき 40 単位

入院時費用

入院する必要が生じた場合、3ヶ月以内に退院することが明らか見込まれるとき算定となります。

・・・1日につき 246 単位（1 か月に 6 日を限度）

退居時相談援助加算

退居し、その居宅で居宅サービスを利用するとき、サービスについて相談援助を行い、同意を得て退居から 2 週間以内に市役所などに対し、介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合算定となります。

・・・400 単位

生活機能向上連携加算(Ⅱ)

訪問・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーション実施の医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「医師等」）が事業所を訪問した際に、計画作成担当者が医師等と利用者の身体状況等の評価を行い、かつ生活機能向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合で、医師等と連携し、同計画に基づくサービスを行ったときに算定となります。

・・・1ヶ月につき 200 単位（実施月以降 3 ヶ月）

口腔衛生管理体制加算

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアの指導・技術的助言を月 1 回以上行ったときに算定されます

・・・1ヶ月につき、30 単位

口腔・栄養スクリーニング加算

介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者の担当する介護支援専門員に提供しているときに加算されます。

・・・1回につき 20 単位

栄養管理体制加算

管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係わる介護職員への技術的助言や指導を行うと加算されます

・・・1ヶ月につき 30 単位

認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急の入居が適当と医師が判断した場合算定となります

・・・1日につき 200 単位を加算（入居開始から 7 日を限度）

看取り介護加算

看取りの指針を定め、入居の際に、利用者または家族にその内容を説明し、同意を得ており、医師等が共同して看取り介護をした場合算定となります。

(1)死亡日以前 31 日以上 45 日以下	1 日につき 72 単位加算
(2)死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1 日につき 144 単位加算
(3)死亡日以前 2 日または 3 日	1 日につき 680 単位加算
(4)死亡日	1 日につき 1280 単位加算

科学的介護推進体制加算

- ・利用者ごとの心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省に提出すること。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している際に加算となります。

・・・1 ヶ月につき 40 単位

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の場合算定となります。

・・・1 日につき 22 単位

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

総単位数に 18.6%を乗じた額の 1～3 割分が自己負担となります。

※金額については、実際の清算時には端数処理によって若干の違いが生じることがあります。

- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① レクリエーション、クラブ活動費用

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金、材料代等の実費をいただきます。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10 円

③ 紙おむつ代：リハビリパンツ、テープ止め 180 円／枚

尿取りパット代：大 80 円 中 70 円 小 60 円／枚

④ 家賃(個室利用料)：1,648 円／日

⑤ 食材料費：1720 円／日（朝 400 円 昼 600 円 夜 600 円 おやつ 120 円）

⑥ 光熱水費：700 円／日

（入居に当たっての留意事項）

第8条 利用者は認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は努めて健康に留意すること。
- 二 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、予めスタッフに申し出てから入浴することとする。
- 四 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 五 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 七 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（非常災害対策）

第9条

- 一 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 二 管理者は、防火管理者を選任する。
- 三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年 2 回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止のための措置）

第10条

- 一 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待の防止に関する責任者の選定
 - ・従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - ・その他虐待の防止のために必要な措置
- 二 事業所は指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は擁護者（利

用者の家族等現に利用者を擁護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を派遣した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第11条

- 一 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ・継続研修 年1回
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 五 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。